

茅ヶ崎市総合計画

第4次実施計画

【採択素案(概要版)】

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)

茅ヶ崎市

1 実施計画の策定目的

実施計画は、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に定めた将来の都市像である「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」の実現に向けて、基本構想に定めたまちづくりの基本理念、政策、施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 実施計画の位置付け

本市の総合計画は「基本構想（10 年）」「実施計画（3 年）」の 2 層で構成されており、実施計画は基本構想で示す「政策目標」及び「施策目標」ごとに、3 年間の財政見通しに応じて進めるべき施策の方向と具体的な事業内容を示すものです。

第 4 次実施計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とし、現行の総合計画の最後の実施計画となります。

～ 総 合 計 画 ～

基 本 構 想

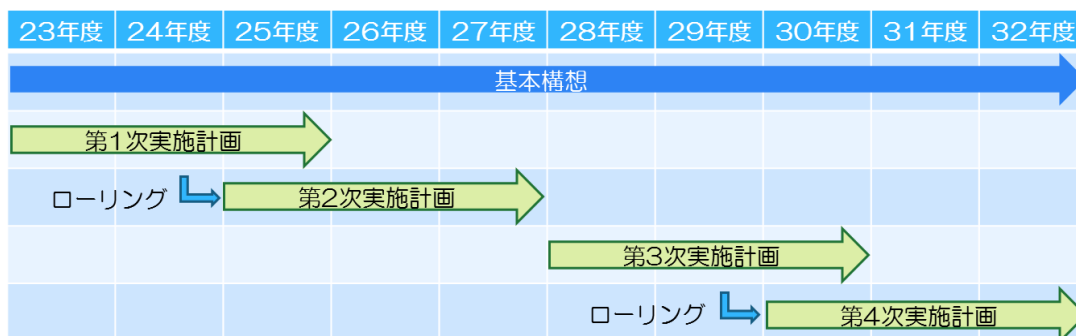
中長期（20～30 年）の展望に基づいて、10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、次の内容を定めています。

- 【将来の都市像】・・・20～30 年先を見据えた望ましい将来像
- 【基本理念】・・・現状や 10 年間の見通しを踏まえた政策展開の基本的な指針
- 【政策共通認識】・・・政策・施策で取り組む上で常に念頭に置くべき事項
- 【政策目標】・・・10 年間で基本理念の達成のために目指すもの
- 【施策目標】・・・10 年間で政策目標達成のために目指すもの

基本構想を計画的かつ戦略的に推進

実 施 計 画

基本構想に定めた目標（政策目標・施策目標）を達成するために、事業の優先度を明確化したうえで、実行する施策の具体的な事業内容を示します。



3 まちづくりの目標体系図

将来の 都市像

海と太陽とみどりの中で
ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくりの基本理念

① ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔がきらめく
ひとづくり

② 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

③ 暮らしづくり

安全でやすらぎのある
持続可能な
暮らしづくり

④ まちづくり

人々が行きかい
自然と共生する便利で
快適な まちづくり

⑤ 行政経営

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

21 の政策目標

- 1 次世代の成長を喜び合えるまち
- 2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち
- 3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち
- 4 多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち
- 5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち
- 6 質の高い医療サービスを安定的に提供するまち
- 7 だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち
- 8 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち
- 9 安全で安心して暮らせるまち
- 10 生命や財産が守られるまち
- 11 魅力にあふれ住み続けたいまち
- 12 だれもが快適に過ごせるまち
- 13 快適な水環境が守られるまち
- 14 地域の魅力と活力のある産業のまち
- 15 農地の適正で有効な利用を図る
- 16 社会の変化に対応できる行政経営
- 17 それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営
- 18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営
- 19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有効な運用を図る
- 20 住民の意思を行政に反映させる
- 21 行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する

4 第4次実施計画策定の基本姿勢

茅ヶ崎市総合計画基本構想は、本市の人口がピークを迎えると予測される平成32年度を最終の目標年次としており、この計画期間は超高齢社会や人口減少期への対応に備えるべき大変重要な10年間となっています。

第4次実施計画は現行の総合計画における最後の実施計画であり、基本構想に定めた目標の達成に向けた取組みの集大成となる重要な計画となります。そのため、現在実施中の事業を着実に推進することを基本とするとともに、28年度に実施した政策・施策評価の評価結果を踏まえて、計画期間内に具体的な取組みが必要となる、緊急度の高い事業を重点的に位置づけます。

なお、第4次実施計画においても、計画に位置付ける全ての事業について、総合計画に位置付けた市政の基軸である「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を踏まえ、市民の皆さまとの協働、民間活力の導入を積極的に推進し、市民サービスの充実を図るとともに、経営的な感覚を持って取り組みます。

事業の採択にあたっては、主に次の事項に留意します。

(1) 既存事業の着実な推進

現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策目標及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とし、新規事業については、既存の事業以上の効果が期待できる事業を採択することとしました。

また、効果が低い又は見通しが立っていない事業については、事業の延期又は凍結の可能性を検討します。その場合には、市民生活に大きな影響を与えないように努めます。

(2) 事業手法や事業に関わる経費の見直し

全ての事業について、その必要性、妥当性等を改めて確認するとともに、事業手法等の見直しを行い、事務のアウトソーシングにより、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねるなど、事業実施主体の最適化を図ります。

また、実施計画と一体的に策定する経営改善方針に基づき、「各種制度の見直し」、「外郭団体への支援策等に関する見直し」、「受益者負担の適正化に関する見直し」については重点的に取組み、経費の見直しを行いました。

(3) 第4次実施計画期間に具体的な取り組みが必要になる事業を優先

第4次実施計画の計画期間（平成30年度～32年度）に具体的な取り組みが必要となる「子育て支援策」、「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略リーディングプロジェクト」、「豊かな長寿社会の実現」に係る取り組みのうち特に緊急度の高い事業を優先します。

5 財政の見通し

第4次実施計画に事業を位置付け、実行性を担保するとともに、事業を着実に推進するためには計画期間における財政収支を明らかにしたうえで、財政の健全化を図りつつ、財源の確保を行うことが必要です。

計画策定にあたっての歳入の考え方については次のとおりです。

【歳入の基本的な考え方】

(1) 市税について

個人市民税については、平成29年1月に内閣府より示された「中長期の経済財政に関する試算」の「ベースラインケース」における各名目成長率を参考にして、試算しました。

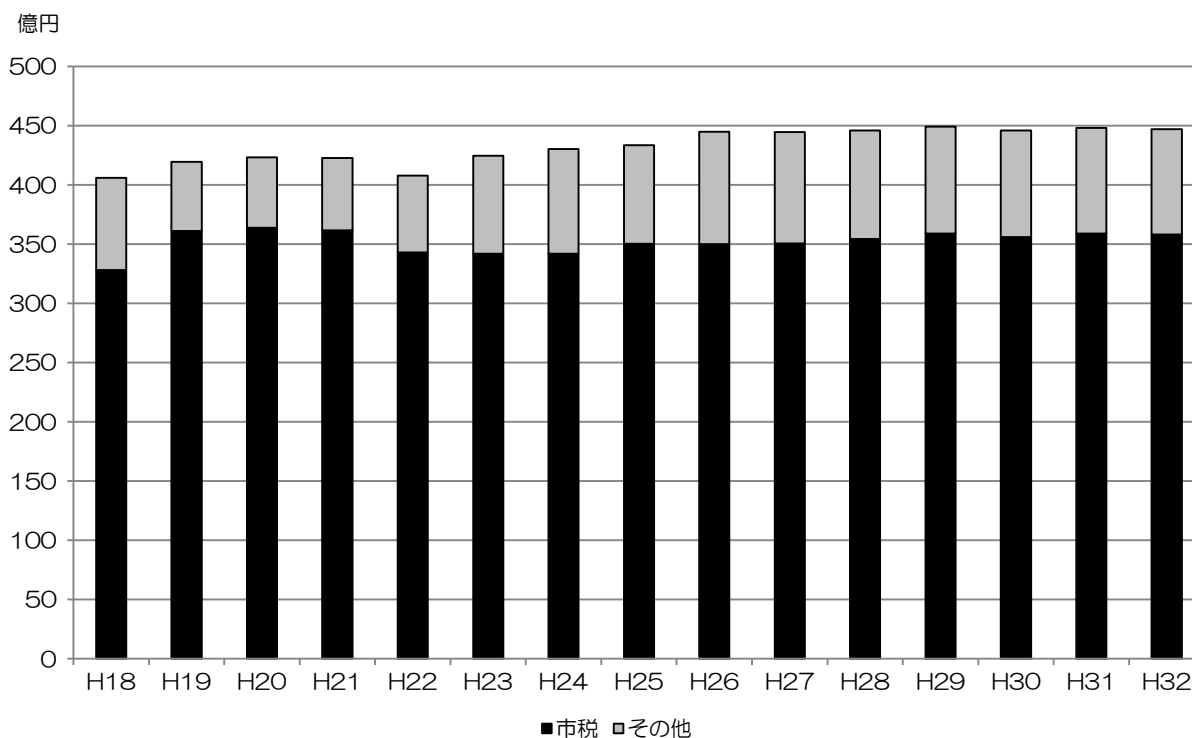
(2) 地方交付税について

平成29年度地方財政計画に基づいて試算を行うとともに、保健所設置による基準財政需要額の伸びを加味し、推計に反映しました。

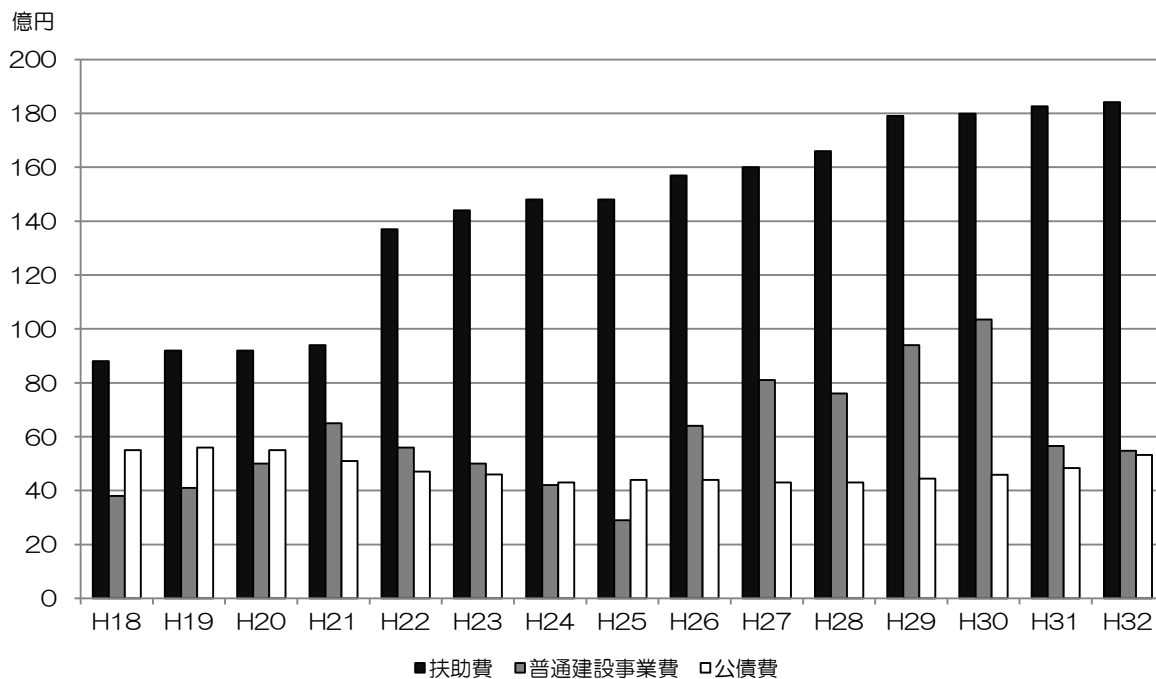
(3) 消費税について

消費税については、平成31年10月の消費税率引き上げを見込んでいます。なお、消費税率の引き上げに伴い、自動車取得税交付金は廃止としています。

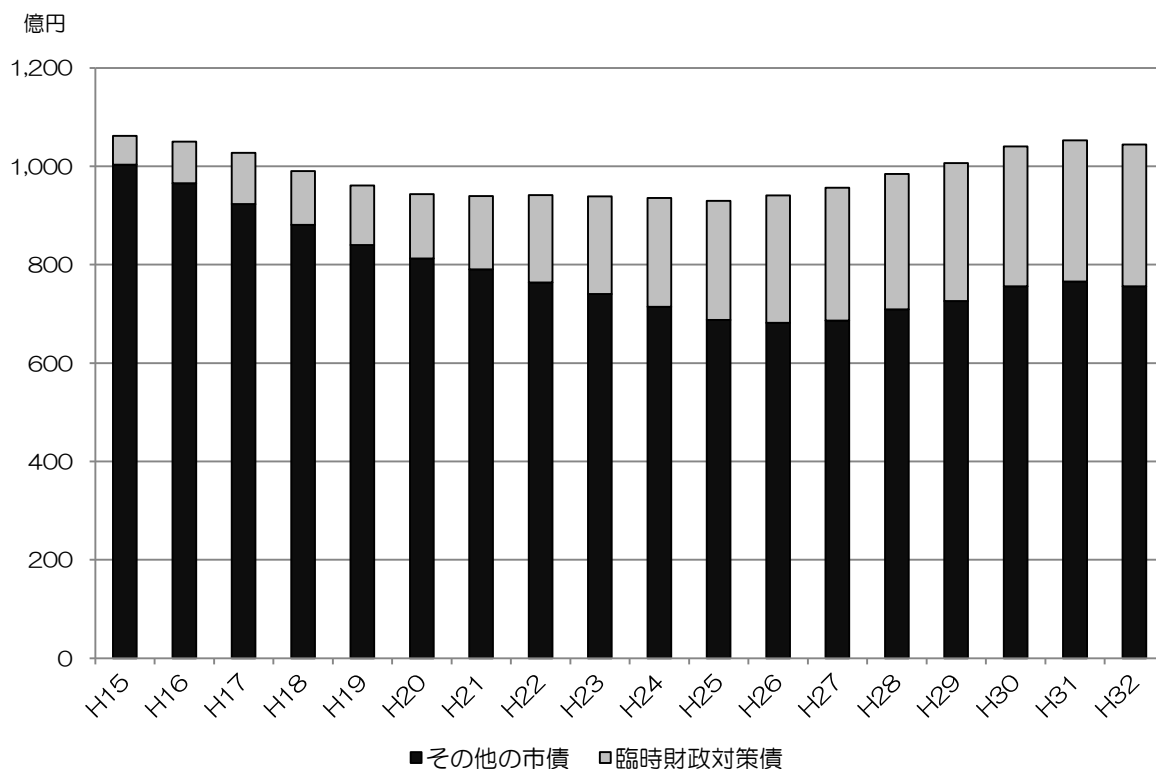
【一般会計の一般財源(市税収入等)の推移及び見込み】



【性質別経費の推移及び見込み】



【市債年度末残高の推移及び見込み】



臨時財政対策債：地方交付税の原資となる国税収入が不足しているため、その不足分をまかなうため地方公共団体が特別に借り入れる借金のこと。後年度の普通交付税の算定において、基準財政需要額に元利償還金の全額が参入されます。

6 基本理念別事業費の収支状況

●一般会計（人件費含む）

（単位：百万円）

区分		29 年度 (予算)	30 年度 (予定)	31 年度 (予定)	32 年度 (予定)	3 年合計
歳入	一般財源	44,869	44,645	44,769	44,695	134,109
	市税	35,891	35,650	35,837	35,773	107,260
	その他	8,978	8,995	8,932	8,922	26,849
	特定財源	29,851	27,255	24,266	24,693	76,214
	国庫支出金	12,165	11,142	11,314	11,747	34,203
	県支出金	4,562	5,009	5,052	5,082	15,143
	地方債	6,091	6,169	2,902	2,822	11,893
	その他	7,033	4,935	4,998	5,042	14,975
	合 計 (A)	74,720	71,900	69,035	69,388	210,323
歳出	1 ひとづくり	23,460	26,090	21,756	22,878	70,724
	2 地域づくり	19,762	20,486	20,266	20,780	61,532
	3 暮らしづくり	9,073	7,233	7,828	7,918	22,979
	4 まちづくり	9,019	11,042	10,519	9,556	31,117
	5 行政経営	13,406	14,461	15,123	15,125	44,709
	合 計 (B)	74,720	79,312	75,492	76,257	231,061

収支差 (A-B)	0	▲7,412	▲6,457	▲6,869	▲20,738
------------------	----------	---------------	---------------	---------------	----------------

※退職手当等は行政経営の分野に一括計上しています。

※臨時財政対策債は一般財源に含まれています。

●特別会計等歳出予定額

（単位：百万円）

会計区分	29 年度 (予算)	30 年度 (予定)	31 年度 (予定)	32 年度 (予定)	3 年合計
国民健康保険事業	27,498	27,498	27,498	27,498	82,494
後期高齢者医療事業	3,190	3,465	3,678	3,968	11,111
介護保険事業	14,214	15,061	15,942	16,842	47,845
公共用地先行取得事業	201	570	1,605	35	2,210
公共下水道事業	9,073	9,051	9,490	9,303	27,844
病院事業	14,192	13,193	12,942	13,107	39,242

●3年間の実施計画事業（人件費及び特別会計を含む）の政策別事業費



8 収支不足に対する今後の対応

現段階における事業費の収支は、歳入の見込みに対して、歳出の見込みが超過する収支不足の状況にあります。今後、歳入歳出の両面において、概ね次の事項について更なる精査を行い、収支の均衡を目指します。

- 29 年度上半期の事業の進捗状況を踏まえ、現段階において見込んでいた事業費の精査を行います。同様に歳入面においても、最新の国県の動向を注視し、新たな財源の確保に努めます。
- 施設整備など投資的な事業については、整備の優先度を見定めるとともに、当該事業に対する国県の補助金など財源の状況を踏まえ、事業の実施時期を見直します。
- 一般財源のひとつである地方交付税については、国が決定する 29 年度地方交付税大綱による本市の交付状況を踏まえ、見直しを行います。
- 今後の市債残高の状況に留意しながらも、国の地方債計画に定める地方債制度を活用し、投資的な事業の財源とします。
- これまで国や県が補助金を出していたものの、既にその補助がされていない事業であって、現在でも当該制度が存続しているもの、または従来のサービス水準を維持しているものは、その必要性を精査した上で、制度の縮小・廃止等の見直しを進めます。
- 効率的に市役所の業務を遂行できるよう、必要に応じて業務プロセスの抜本的な見直し・最適化を行うことを検討します。最適化にあたり、効率的で効果的であると判断される場合には、業務の外部委託を積極的に推進します。

9 基本理念別の主な実施予定事業及び予定事業費

第4次実施計画期間中の各理念における主な実施予定事業及び3ヵ年の予定事業費は次のとおりです。

なお、事業及び事業費については、現時点での予定であり、今後の地区別懇談会やパブリックコメント、庁内調整によって変更となる場合があります。

基本理念 1

学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり
【707億2,434万円】

次世代の成長を喜び合えるまち(こども育成部)【442億7,018万円】

- 小児医療費助成事業【21億5,321万円】
- 待機児童解消のための保育園等の整備事業【2億6,751万円】
- 家庭児童相談事業【5,680万円】

次世代をはぐくむ教育力に富んだまち(教育推進部)【76億4,184万円】

- ふれあい補助員派遣事業【3億3,784万円】
- (仮称)歴史文化交流館整備事業【10億3,069万円】
- (仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業【10億4,429万円】
- 図書館利用及び貸出事業【1億3,638万円】 ●教育基本計画の推進【152万円】
- 心の教育相談事業【7,967万円】

次代に向かって教育環境ゆたかなまち(教育総務部)【120億3,285万円】

- 小・中学校の創意工夫教育支援事業【1,817万円】
- 小・中学校施設整備事業【17億7,900万円】
- 学校施設(調理場)新設事業【6億7,600万円】

多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち(文化生涯学習部)

【67億7,947万円】

- 茅ヶ崎市民文化会館再整備事業【31億6,074万円】
- (仮称)柳島スポーツ公園維持管理・運営事業【6億1,964万円】
- ゆかりのまち交流事業【211万円】

基本理念 2

いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり

【2,422 億 2,231 万円】

共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち(福祉部) 【1,947 億 8,235 万円】

- 地域福祉推進事業【1,339 万円】
- レセプトの再審査事務【4,798 万円】
- 在宅医療介護連携推進事業【3,908 万円】
- 地域生活支援拠点整備事業【1,431 万円】
- 生活困窮者自立相談支援事業【1,917 万円】

質の高い医療サービスを安定的に提供するまち(市立病院)【392 億 4,278 万円】

- 病院の建設改良に関する事務【7 億 4,020 万円】
- 診療記録の保管に係る事務【7,950 万円】

だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち(保健所) 【81 億 9,718 万円】

- 新型インフルエンザ対策事業【332 万円】
- 休日・夜間急患センター事業【3 億 878 万円】
- 感染症普及啓発事業【72 万円】
- 環境衛生関係営業施設等の許可等に関する事業【538 万円】
- 食品等の収去検査(抜き取り検査)【3,051 万円】
- がん検診事業【13 億 8,703 万円】

基本理念 3

安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり

【229 億 6,202 万円】

環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち(環境部) 【125 億 1,306 万円】

- 環境フェア開催事業【304 万円】
- 美化推進事業【3,604 万円】
- 資源化促進事業【7 億 7,316 万円】
- 収集運搬業務【3 億 8,830 万円】

安全で安心して暮らせるまち(市民安全部) 【28 億 7,101 万円】

- LED防犯灯の設置及び維持管理による防犯対策事業【2 億 429 万円】
- 防災行政用無線整備更新事業【9 億 3,138 万円】
- 消費生活相談事業【3,402 万円】

生命や財産が守られるまち(消防本部・消防署)【75 億 7,795 万円】

- 消防防災フェスティバル実施事業【143 万円】
- 火災予防に係る普及啓発事業【159 万円】
- 救急救命士の養成及び育成【2,136 万円】
- 消防緊急通信指令システム維持管理事業【2 億 6,245 万円】
- AED(自動体外式除細動器)更新事業【1,754 万円】
- 火災・救助業務、救急業務

魅力にあふれた住みたいまち(都市部)【25 億 6,762 万円】

- 都市計画決定及び変更業務【3,806 万円】
- コミュニティバス運行事業【3 億 2,563 万円】
- 公共サインガイドライン推進事業【2,786 万円】
- 耐震改修促進計画事業【1 億 4,641 万円】
- 都市計画法に基づく開発許可等に関する業務【135 万円】

だれもが快適に過ごせるまち(建設部)【91 億 8,144 万円】

- 地籍調査事業(官民境界等先行調査)【5,755 万円】
- 香川甘沼線道路改良事業【2 億 5,153 万円】
- 茅ヶ崎駅南口駅前広場改修事業【5 億 4,882 万円】
- 市営水泳プール管理運営事業【1 億 474 万円】
- 市営住宅の再整備(小和田住宅の建設)【19 億 9,925 万円】

快適な水環境が守られるまち(下水道河川部)【362 億 8,014 万円】

- 下水道使用料の賦課徴収事務【4 億 3,978 万円】
- 千ノ川整備事業【4 億 9,632 万円】
- 下水道施設ストックマネジメント事業(長寿命化事業)【4 億 1,138 万円】

地域の魅力と活力のある産業のまち(経済部)【107 億 7,132 万円】

- 道の駅整備推進事業【23 億 3,019 万円】
- 農とみどりの整備事業【2,505 万円】
- 就職活動支援事業【212 万円】
- 萩園地区産業系市街地整備事業【6 億 3,507 万円】

農地の適正で有効な利用を図る(農業委員会事務局)【1 億 6,180 万円】

社会の変化に対応できる行政経営(企画部)【54 億 142 万円】

- 広報ちがさき等発行事業【1 億 4,524 万円】
- セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）【2,460 万円】
- PPP（公民連携手法）の推進【1,050 万円】
- 広域連携推進事業（湘南広域都市行政協議会）【30 万円】
- 情報化の推進【7 億 8,494 万円】
- 公共建築物中長期保全計画推進事業【3 億円】

それぞれが持つ力を最大限に発揮する行政経営(総務部)【100 億 220 万円】

- 地域コミュニティ事業【9,468 万円】
- 職員の健康管理に関する事務【6,331 万円】
- 基幹統計調査事務【1 億 4,707 万円】
- 連携型窓口・証明発行窓口の一元化【6,824 万円】
- 行政文書管理事務【1 億 9,297 万円】
- 斎場運営業務【1 億 9,208 万円】

ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営(財務部)【291 億 8,356 万円】

- 寄附の採納事務【7,667 万円】
- 納税推進センター事業【4,275 万円】
- 個人・法人市民税に係わる電子申告の推進【796 万円】
- 土地評価調書作成業務【2,721 万円】
- 庁舎維持管理業務【9 億 9,516 万円】
- 透明性等を確保する契約方法の徹底の指導

公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る(会計課)【2 億 5,921 万円】

住民の意思を行政に反映させる(選挙管理委員会事務局)【5 億 4,801 万円】

行政執行の適法性、効率性、妥当性を維持し確保する(監査事務局)【2 億 3,136 万円】

10 行政改革の取組み

本市では、平成 24 年度の「第 2 次実施計画」策定時より、行政改革の取組みを実施計画と一体的に行うことで、行政改革をさらに推進し、地域経営の主体として責任ある経営改善を図ることを目指した「茅ヶ崎市経営改善方針」を策定しています。

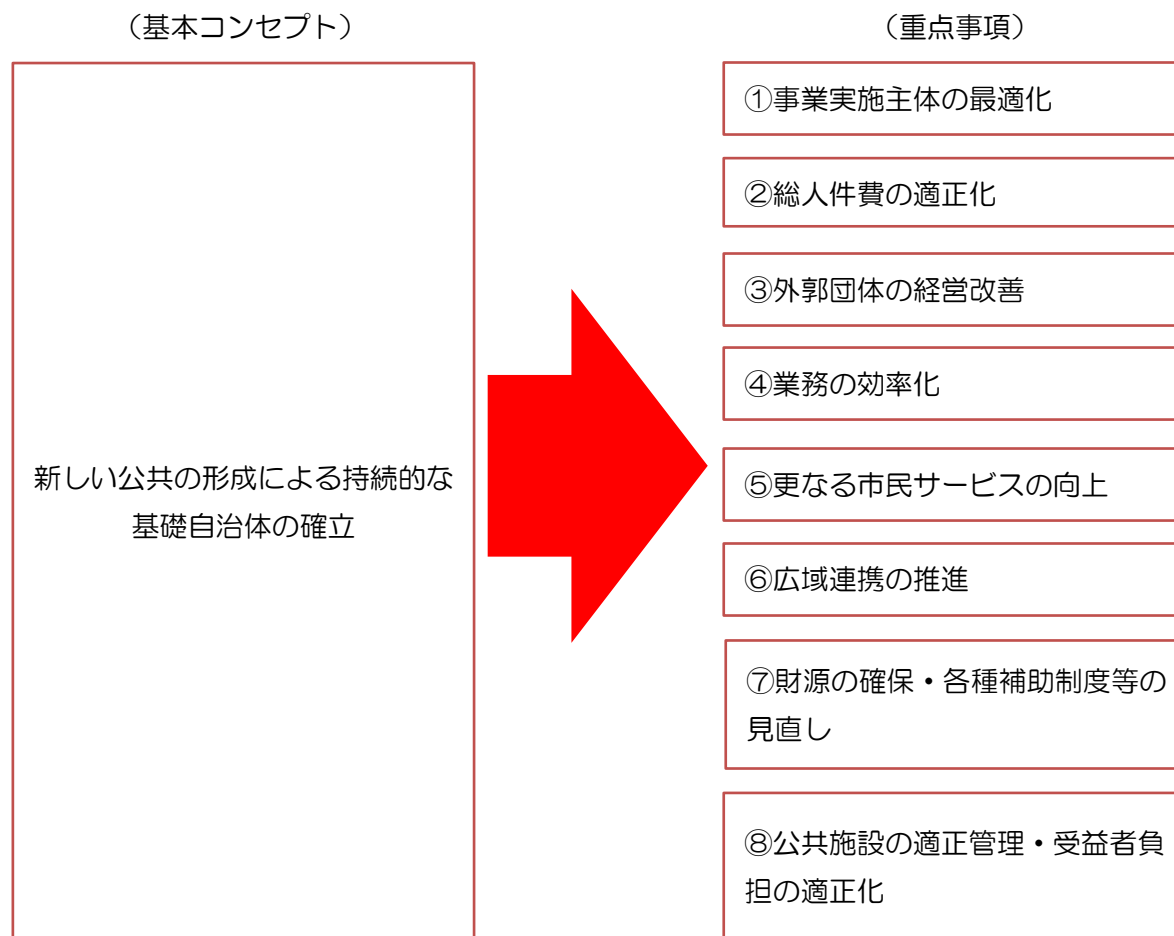
現行の経営改善方針は、限られた財源の中で、効率的かつ効果的に事業を実施していくため、より一層の事務改善に努めるとともに、新しい公共の形成に向けた環境整備を進める必要があるとの認識のもと、全ての実施計画事業を行政改革の対象としています。

第 4 次実施計画期間においても引き続き厳しい財政状況が予想されるとともに、本市を取り巻く環境も大きく変化することが予測されます。

この変化に対応するためには、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を認識したうえで、各事業のゼロベースでの見直しや業務の平準化など、これまで以上に、行政経営の視点に基づいて事業を進める必要があります。

このことから、第 4 次実施計画期間においても、これまでと同様に、全ての実施計画事業を経営改善方針の対象事業とし、次の基本コンセプトにより、「茅ヶ崎市経営改善方針（2017 年度版）」を策定します。

【茅ヶ崎市経営改善方針(2017 年度版)の基本コンセプト】



11 今後の第4次実施計画策定スケジュール

